

○海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達

昭和43年5月24日

海上自衛隊達第30号

改正 昭和43年6月26日 海上自衛隊達第36号〔父島基地分遣隊等及び岩国航空分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達19条による改正〕

昭和44年3月15日 海上自衛隊達第14号〔自衛艦隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達15条による改正〕

昭和44年7月29日 海上自衛隊達第40号〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

昭和44年9月30日 海上自衛隊達第51号〔海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達19条による改正〕

昭和46年2月18日 海上自衛隊達第9号〔第1次改正〕

昭和47年1月28日 海上自衛隊達第7号〔第2次改正〕

昭和48年10月16日 海上自衛隊達第49号〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達24条による改正〕

昭和49年3月28日 海上自衛隊達第16号〔第3次改正〕

昭和51年5月11日 海上自衛隊達第15号〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達附則13項による改正〕

昭和52年12月27日 海上自衛隊達第21号〔海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正〕

昭和53年6月30日 海上自衛隊達第24号〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達26条による改正〕

昭和55年3月13日 海上自衛隊達第6号〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達24条による改正〕

昭和56年2月10日 海上自衛隊達第7号〔潜水艦隊の新

編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 38 条による改正]

昭和 56 年 7 月 14 日 海上自衛隊達第 27 号 [海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 15 条による改正]

昭和 57 年 3 月 24 日 海上自衛隊達第 6 号 [第 4 次改正]

昭和 58 年 3 月 28 日 海上自衛隊達第 13 号 [航空分遣隊の廃止及び航空隊(丁)の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 14 条による改正]

昭和 60 年 5 月 16 日 海上自衛隊達第 15 号 [第 5 次改正]

昭和 62 年 9 月 18 日 海上自衛隊達第 21 号 [海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達の一部を改正する達の附則 3 項による改正]

昭和 62 年 11 月 27 日 海上自衛隊達第 34 号 [航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 16 条による改正]

昭和 63 年 4 月 8 日 海上自衛隊達第 20 号 [海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 41 条による改正]

昭和 63 年 12 月 13 日 海上自衛隊達第 38 号 [海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 14 条による改正]

平成 2 年 8 月 28 日 海上自衛隊達第 23 号 [第 6 次改正]

平成 3 年 3 月 14 日 海上自衛隊達第 9 号 [海曹候補士制度の実施に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 7 条による改正]

平成 4 年 2 月 14 日 海上自衛隊達第 4 号 [対潜資料隊及び気象資料理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 12 条による改正]

平成 4 年 6 月 19 日 海上自衛隊達第 29 号 [防衛庁職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 2 条による改正]

平成 4 年 8 月 10 日 海上自衛隊達第 32 号 [国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の施行に伴う訓令の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 4 条による改正]

平成 6 年 2 月 4 日 海上自衛隊達第 2 号〔第 7 次改正〕

平成 6 年 3 月 15 日 海上自衛隊達第 6 号〔第 8 次改正〕

平成 6 年 10 月 6 日 海上自衛隊達第 26 号〔魚雷艇の除籍
に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 7 条による
改正〕

平成 7 年 3 月 31 日 海上自衛隊達第 16 号〔第 9 次改正〕

平成 9 年 1 月 20 日 海上自衛隊達第 1 号〔海上幕僚監部 調
査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上 自
衛隊達等の整理に関する達 22 条による改正〕

平成 9 年 7 月 11 日 海上自衛隊達第 24 号〔第 10 次改正〕

平成 10 年 12 月 2 日 海上自衛隊達第 30 号〔補給本部等
の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達
39 条による改正〕

平成 11 年 3 月 30 日 海上自衛隊達第 8 号〔自衛隊におけ
る感染症対策に関する訓令等の制定等に伴う関係海上
自衛隊達の整理に関する達 6 条による改正〕

平成 12 年 3 月 3 日 海上自衛隊達第 4 号〔練習潜水隊の 編
制に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達 の
整理に関する達 16 条による改正〕

平成 12 年 8 月 15 日 海上自衛隊達第 27 号〔第 11 次改正〕

平成 13 年 6 月 26 日 海上自衛隊達第 31 号〔航空施設隊の
廃止及び機動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊達 の
整理に関する達 12 条による改正〕

平成 13 年 8 月 1 日 海上自衛隊達第 39 号〔第 1 輸送隊の
廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 15 条に
よる改正〕

平成 14 年 2 月 19 日 海上自衛隊達第 6 号〔第 1 輸送隊の
新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 15 条に
よる改正〕

平成 14 年 3 月 22 日 海上自衛隊達第 25 号〔海上幕僚監部
首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の 整
理に関する達 38 条による改正〕

平成 14 年 4 月 9 日 海上自衛隊達第 31 号〔第 12 次改正〕

平成 15 年 3 月 26 日 海上自衛隊達第 19 号〔海上自衛隊
情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理
に関する達 23 条による改正〕

平成 15 年 7 月 7 日 海上自衛隊達第 33 号〔第 13 次改正〕

平成 15 年 11 月 4 日 海上自衛隊達第 41 号〔第 14 次改正〕

平成 16 年 4 月 6 日 海上自衛隊達第 11 号〔エアクッション艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第 9 条による改正〕

平成 17 年 3 月 31 日 海上自衛隊達第 19 号〔第 15 次改正〕

平成 17 年 5 月 16 日 海上自衛隊達第 25 号〔第 16 次改正〕

平成 18 年 4 月 3 日 海上自衛隊達第 20 号〔第一海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第 18 条による改正〕

平成 19 年 1 月 9 日 海上自衛隊達第 1 号〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達第 36 条による改正〕

平成 24 年 4 月 18 日 海上自衛隊達第 12 号〔第 17 次改正〕

平成 25 年 3 月 25 日 海上自衛隊達第 10 号〔陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 2 条による改正〕

平成 27 年 11 月 27 日 海上自衛隊達第 39 号〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 25 条による改正〕

平成 28 年 6 月 27 日 海上自衛隊達第 30 号〔掃海隊群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 7 条による改正〕

平成 29 年 10 月 31 日 海上自衛隊達第 27 号〔音響測定隊の編制等の細部に関する達の附則 11 項による改正〕

平成 31 年 4 月 1 日 海上自衛隊達第 9 号〔海上自衛隊航空身体検査実施規則及び海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達の一部を改正する達 2 条による改正〕

令和2年4月1日 海上自衛隊達第16号〔艦艇開発隊の
内部組織に関する達の一部を改正する達附則8条によ
る改正〕

令和2年9月30日 海上自衛隊達第49号〔艦隊情報群等
の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達19
条による改正〕

令和4年3月18日 海上自衛隊達第15号〔掃海隊群の改
編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条によ
る改正〕

令和6年3月7日 海上自衛隊達第8号〔第11潜水隊の新
編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第15
条による改正〕

令和6年3月21日 海上自衛隊達第14号〔掃海隊群の
改変及び海上自衛隊補給本部の改組等に伴う関係海上
自衛隊達の整理に関する達第9条による改正〕

令和6年3月29日 海上自衛隊達第19号〔第18次改
正〕

防衛庁職員の健康管理に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第31号)第2条及び
第9条から第25条までの規定を実施するため、海上自衛隊における健康診断の実
施基準に関する達を次のように定める。

海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達

(趣旨)

第1条 この達は、海上自衛隊の隊員(以下「隊員」という。)の健康診断の実施要
領及び事後措置に関して必要な事項を定めるものとする。

(健康管理者)

第2条 海上自衛隊における健康管理者は、別表第1の左欄に掲げる部隊等につ
きそれぞれ当該右欄に掲げる者とする。

(健康診断の実施)

第3条 定期の健康診断は別表第2により、臨時の健康診断は別表第3により、特
別の健康診断は別表第4により、それぞれ実施する。

2 健康管理者は、健康診断の実施に当たっては、対象者全員をもれなく受診させ
るよう努めなければならない。

(実施担当部隊等)

第4条 部隊等の健康管理者は、自隊において自ら健康診断を行うことができな
い場合は、健康診断を実施できる部隊若しくは機関(以下「実施担当部隊等」

という。)又は海上幕僚長が陸上幕僚長若しくは航空幕僚長に協議して別に指定する陸上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関(以下「陸・空自衛隊の部隊等」という。)に依頼して実施するものとする。ただし、東京都(郡部を除く。)に所在する部隊等の健康診断の実施については別に定める。

- 2 部隊等の健康管理者は、遠隔地部隊及び行動又は修理中の艦船で、前項により難しい場合は、最寄りの保健所又は自衛隊の医療機関以外の医療機関(以下「部外医療機関等」という。)に委託して実施することができる。
- 3 入校(教育入隊を含む。以下同じ。)及び臨時勤務(臨時乗組を含む。以下同じ。)の隊員の健康診断は、入校又は臨時勤務先の部隊等の健康管理者が実施するものとする。
- 4 部外研修等のため、自衛隊以外の場所において勤務する隊員の健康診断は、第1項により難しい場合は、最寄りの部外医療機関等において健康診断を受けさせ、その証明書等の提出をもつてこれに代えることができる。

(実施担当官)

第5条 健康診断の実施を直接担当する者(以下「担当官」という。)は、実施担当部隊等の長の指定する者とする。

- 2 担当官は、健康診断の実施に必要な細部計画及び準備を行うとともに、これを補佐する隊員(以下、「担当者」という。)の業務分担を明確にし、適正な健康診断の実施に努めなければならない。

(判定医官)

第6条 健康診断の結果判定を行う者(以下「判定医官」という。)は、隊員である医師とする。ただし、健康診断を第4条第1項の規定に基づき、陸・空自衛隊の部隊等において実施した場合の判定医官については当該部隊等に、同条第2項の規定に基づき、部外医療機関等に委託して実施した場合及び部外の医師により実施した場合の判定医官については最寄りの実施担当部隊等に、それぞれ依頼するものとする。

- 2 判定医官は、健康診断の結果、受診者全員の健康診断を別表第5により判定するものとする。
- 3 判定医官は、健康診断の結果、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認められた者に対し別表第5により、その症状及び程度による指示区分を行うものとする。

(健康診断の省略)

第7条 入院、帰郷療養及び休職中の隊員並びに外国に留学及び出張中の隊員の定期の健康診断は、省略することができる。ただし、入院及び帰郷療養中の隊員については、当該健康診断の実施時期における診断書を提出させるものとする。

2 特別健康診断の「艦艇に乗り組んでいる隊員等の健康診断」を受検した隊員は、当該年度又は受検後3箇月を超えない範囲の翌年度における定期健康診断の同一検診項目を省略することができる。

(健康診断の事後措置)

第8条 実施担当部隊等の長は、第6条第3項による指示区分を受けた者について、その階級、氏名、傷病名及び指示区分(所要の事後措置要領を含む)を当該隊員の所属する健康管理者に通知しなければならない。この場合において、入校及び臨時勤務中の隊員については、それぞれ入校又は臨時勤務先の部隊等の健康管理者に対しても通知するものとする。

2 健康管理者は、前項の通知に基づき、別表第5により、必要な事後措置を講じなければならない。

(記録)

第9条 担当者は、健康診断を受けた隊員の身体歴にその都度必要な事項を記録しなければならない。

(報告)

第10条 健康管理者は、防衛省職員の健康管理に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第31号)第18条に規定する健康診断報告書(以下「報告書」という。)を、翌年度の5月末日までに海上幕僚監部首席衛生官(以下「首席衛生官」という。)に送付するものとする。

2 首席衛生官は、前項による報告書を取りまとめ、防衛大臣に提出する報告書を作成するものとする。

(準用規定)

第11条 部隊等に勤務を命ぜられている陸上自衛隊又は航空自衛隊の隊員の健康診断は、特に依頼された場合のほか、この達を準用する。

2 訓練招集中の予備自衛官の健康管理者は、海上自衛隊の予備自衛官の招集手続に関する達(昭和46年海上自衛隊達第12号)別表に掲げる部隊等の長とし、訓練招集時に予備自衛官に対し別表第3の16の項に定める健康診断を行うものとする。

3 教育訓練召集中の予備自衛官補の健康管理は、海上自衛隊の予備自衛官補の教育訓練召集手続に関する達(平成28年海上自衛隊達第19号)別表に掲げる教育訓練召集部隊等の長とし、教育訓練召集時に予備自衛官補に対し別表第3の16の項に定める健康診断を行うものとする。

附 則

この達は、昭和43年6月1日から施行する。

附 則〔父島基地分遣隊等及び岩国航空分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 43 年 6 月 25 日から施行する。

附 則〔自衛艦隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 44 年 3 月 15 日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕 この達は、昭和 44 年 7 月 29 日から施行する。

附 則〔海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔第 1 次改正による附則〕

この達は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔第 2 次改正による附則〕

この達は、昭和 47 年 3 月 1 日から施行する。

附 則〔第 2 潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 48 年 10 月 16 日から施行する。

附 則〔第 3 次改正による附則〕

この達は、昭和 49 年 4 月 15 日から施行する。

附 則〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達の附則 抄〕

1 この達は、昭和 51 年 5 月 11 日から施行する。

附 則〔海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 52 年 12 月 27 日から施行する。

附 則〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

附 則〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 55 年 3 月 17 日から施行する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕 この達は、昭和 56 年 2 月 10 日から施行する。

附 則〔海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 56 年 7 月 15 日から施行する。

附 則〔第 4 次改正による附則抄〕

1 この達は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔航空分遣隊の廃止及び航空隊(丁)の新設に伴う関係海上自衛隊達の 整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 58 年 3 月 30 日から施行する。

附 則〔第 5 次改正による附則〕

この達は、昭和 60 年 5 月 16 日から施行し、この達による改正後の海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則〔海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

1 この達は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に課程を履修中の学生の教育及び昭和 62 年度に入校する海曹士普通科電機課程の一般海曹候補学生に係る教育については、なお従前の例による。

附 則〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の 附則〕

この達は、昭和 62 年 12 月 1 日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上 自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の 附則〕

この達は、昭和 63 年 12 月 15 日から施行する。

附 則〔第 6 次改正による附則〕

この達は、平成 2 年 8 月 28 日から施行する。

附 則〔海曹候補士制度の実施に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の 附則抄〕

1 この達は、平成 3 年 3 月 15 日から施行する。

附 則〔対潜資料隊及び気象資料管理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の 整理に関する達の附則〕

この達は、平成 4 年 2 月 15 日から施行する。

附 則〔防衛庁職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行 に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 4 年 6 月 19 日から施行する。

附 則〔国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の施行に伴う訓 令の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関 する達の附則〕

この達は、平成 4 年 8 月 10 日から施行する。

附 則〔第 7 次改正による附則〕

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附則〔第8次改正による附則〕

この達は、平成6年3月15日から施行する。

附則〔魚雷艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕 この達は、平成6年10月14日から施行する。

附則〔第9次改正による附則〕

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附則〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附則〔第10次改正による附則〕

この達は、平成9年8月1日から施行する。

附則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附則〔自衛隊における感染症対策に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成11年4月1日から施行する。〔ただし書略〕

附則〔練習潜水隊の編制に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成12年3月9日から施行する。ただし、掃海隊群、掃海隊群司令部幕僚長及び掃海業務支援隊に係る部分は、同月13日から施行する。

附則〔第11次改正による附則〕

この達は、平成12年8月15日から施行する。

附則〔航空施設隊の廃止及び機動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成13年6月27日から施行する。

附則〔第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成13年8月10日から施行する。

附則〔第1輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月12日から施行する。

附則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附則〔第12次改正による附則〕

この達は、平成 14 年 4 月 9 日から施行する。

附 則〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 15 年 3 月 27 日から施行する。

附 則〔第 13 次改正による附則〕

この達は、平成 15 年 7 月 7 日から施行する。

附 則〔第 14 次改正による附則〕

この達は、平成 15 年 11 月 4 日から施行する。

附 則〔エアクッション艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 16 年 4 月 8 日から施行する。

附 則〔第 15 次改正による附則〕

この達は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔第 16 次改正による附則〕

この達は、平成 17 年 5 月 16 日から施行する。

附 則〔第 1 海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式(この達の第 30 条による改正前の様式を除く。)の用紙は、当分の間これを補正して使用することができる。

附 則〔第 17 次改正による附則〕

この達は、平成 24 年 4 月 18 日から施行する。

附 則〔陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

附 則〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則〔掃海隊群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則〔音響測定隊の編制等の細部に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則〔海上自衛隊航空身体検査実施規則及び海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則〔艦艇開発隊の内部組織に関する達の一部を改正する達の附則抄〕
(施行期日)

第1条 この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和2年10月1日から施行する。

附 則〔掃海隊群の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成4年3月22日から施行する。

附 則〔第11潜水隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和6年3月8日から施行する。

附 則〔掃海隊群の改編及び海上自衛隊補給本部の改組等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和6年3月21日から施行する。

附 則〔海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達の一部を改正する達の附則〕

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

部隊等		健康管理者		
海上幕僚監部		海上幕僚長		
自衛艦隊	自衛艦隊司令部		司令官	
	護衛艦隊	護衛艦隊司令部	司令官	
		護衛隊群司令部	群司令	
		護衛隊	司令	
		護衛隊の自衛艦	艦長	
		海上訓練指導隊群司令部	群司令	
		海上訓練指導隊	司令	
		海上補給隊	司令	
		海上補給隊の自衛艦	艦長	
		海上訓練支援隊	司令	
		海上訓練支援隊の自衛艦	艦長	
		航空集団	航空集団司令部	司令官
			航空集団直轄航空隊	司令
	航空管制隊		司令	
	機動施設隊		司令	
	航空修理隊		司令	
	航空群司令部		群司令	
	航空群直轄部隊		司令	
	潜水艦隊		潜水艦隊司令部	司令官
		潜水艦教育訓練隊	司令	
		潜水隊群司令部	群司令	
		潜水隊群直轄自衛艦	艦長	
		潜水隊	司令	
		潜水隊の自衛艦	艦長	
		潜水艦基地隊	司令	
	掃海隊群	掃海隊群司令部	群司令	
		掃海隊	司令	
		輸送隊(エアクッション艇隊を含む。)	司令	
		輸送隊の自衛艦(エアクッション艇を除く。)	艦長	
		水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊	司令	
	艦隊情報群	艦隊情報群司令部	群司令	
		艦隊情報群直轄部隊	司令	
	海洋業務・対潜支援群	海洋業務・対潜支援群司令部	群司令	
		海洋業務・対潜支援群直轄部隊	司令又は所長	
		海洋観測隊	司令	
		海洋観測隊の自衛艦	艦長	
		音響測定隊	司令	
			(注)陸上で待機するクルーについては、クルー長を健康管理者補助者とする。	

	開発隊群	音響測定隊の自衛艦		艦長	
		海洋業務・対潜支援群直轄自衛艦		艦長	
		開発隊群司令部		群司令	
		開発隊群直轄部隊(技術評価開発隊を除く。)		司令	
		技術評価開発隊	技術評価開発隊本部		司令
			技術評価開発隊の自衛艦		艦長
		その他の直轄部隊		司令	
地方隊	地方総監部		地方総監		
	地方隊直轄自衛艦		艦長又は艇長		
	その他の地方隊直轄部隊		司令、所長又は隊長		
教育航空集団	教育航空集団司令部		司令官		
	教育航空集団直轄教育航空隊		司令		
	教育航空群司令部		群司令		
	教育航空群直轄部隊		司令		
練習艦隊	練習艦隊司令部		司令官		
	練習艦隊直轄自衛艦		艦長		
	練習隊		司令		
	練習隊の自衛艦		艦長		
システム通信隊群	システム通信隊群司令部		群司令		
	システム通信隊群直轄部隊		司令		
その他の防衛大臣 直轄部隊	海上自衛隊警務隊	警務隊本部		司令	
		地方警務隊		地方警務隊長	
	海上自衛隊潜水医学実験隊		司令		
	東京音楽隊		隊長		
	海上自衛隊東京業務隊		司令		
学校	海上自衛隊幹部学校		校長		
	海上自衛隊幹部候補生学校		校長		
	海上自衛隊各術科学校		校長		
補給本部	海上自衛隊補給本部		本部長		
	海上自衛隊各補給処		処長		
病院	海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区 病院		病院長		

別表第2(第3条関係)

定期健康診断

対象者	実施時期	検診項目	検診方法	備考
20歳以上の隊員	4月～12月	子宮頸がん検診	(1) 問診、視診、内診 (2) 細胞診 (3) コルポスコープ検査	(1) 原則として当該年度中に偶数の年齢に達する者について行う。 (2) コルポスコープ検査は、医師が必要と認める者について行う。
35歳以上の隊員		循環器検診	(1) 問診 (2) 尿検査 ウロビリノーゲン及びビリルビン並びに糖、蛋白の定性検査を行う。 (3) 血圧測定 (4) 心電図検査 (5) 血液生化学的検査	
		肝臓検診	脂質、糖質及び蛋白アミノ酸の代謝並	
40歳以上の隊員	大腸がん検診	(1) 問診 (2) 便潜血反応検査		
	肺がん検診	(1) 問診 (2) 胸部エックス線診断 (3) かくたん細胞診	(1) エックス線診断は、同一年度内に撮影した結核検診のフィルムを用いることができる。 (2) 妊娠中の者については、行わない。 (3) かくたん細胞診は、医師が必要と認める者について行う。	

	乳がん検診	(1) 問診 (2) 乳房エックス線(マンモグラフィ) 診断	(1) 原則として当該年度中に偶数の年齢に達する者について行う。 (2) 妊娠中の者については、乳房エックス線診断は行わない。 (3) 超音波検査等は、医師が必要と認める者について行う。
--	-------	--------------------------------------	---

50歳以上の 隊員		胃がん検診	(1) 問診 (2) 胃部エックス線撮影又は胃内視鏡検査	(1) 原則として当該年度中に偶数の年齢に達する者について行う。 (2) 妊娠中の者については、行わない。
総 員		一般検診	(1) 概括的検診 全身にわたり問診、視診、聴診、触診及び打診により行う。 (2) 計測 身長、腹囲、体重、視力、聴力及び色覚の検査を行う。 (3) 血圧測定及び尿検査 尿検査は、ウロビリノーゲン及びビリルビン並びに糖、蛋白の定性検査を行う。 (4) 血液型検査 A B O式及びR h式により行う。	(1) 第2号の検査中、色覚の検査は、必要な者について行う。 (2) 第2号の検査中、腹囲の検査は、40歳未満の者については行わない。 (3) 第4号の検査は入隊後、血液型検査を受けていない者について行う。
		性病検診	血清学的検査	3年に1回行う。
		歯科検診	問診、視診、触診、打診	

注：判定医官が各検診項目において異常を認めた者に対しては、所要の精密検診を行う。

別表第3 (第3条関係)

臨時健康診断

番号	種別	対象者	実施時期	検診項目	判定要領	備考
1	別学生の選抜時の健康診断	海上自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和42年海上自衛隊訓令第4号。以下この表において「教育訓練訓令」という。)及び海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達(昭和42年海上自衛隊達第31号。以下この表において「達」という。)に規定する各課程学生(操縦士及び航空士の課程並びに潜水艦乗員の課程及び潜水各課程を除く。)の志願者	選抜時	(1) 一般検診 ア 問診 イ 理学的検査 視診、聴診、触診及び打診 以下、この表において同じ。 (2) 結核検診 ア 問診 イ エックス線間接撮影 以下、この表において同じ。 (3) 循環器検診 ア 問診 イ 血圧測定 ウ 尿検査 糖及び蛋白の定性検査 以下、この表において同じ。 (4) 身体計測 視力、聴力、肺活量及び色覚 (5) 深視力(地上救難各課程の学生のみ対象)	別表第5により総合判定し、A及びBの者を適格とする。ただし、海士航海課程学生の視力は、両眼とも裸眼で0.1(矯正視力1.0)以上の者、海士水測課程及び海士通信課程学生の力は、秒時計法で両耳とも2メートルの距離で聞きける者、海士電機課程学生、海士電子整備課程学生、海士航空電機計器整備課程学生及び海士航空電子整備課程学生の色覚は、正常な地上救難各課程学生の深視力の平均は、20mm以内の者をそれぞれ適格とする。	(1) 専修科英語(留学生)課程学生を選抜する場合の健康診断は、6の項に準じて行う。 (2) 検診項目第2号の検査中、エックス線間接撮影は、18歳未満の者については行わない。ただし、医師が必要と認める者については行う。以下、この表において同じ。 (3) 検診項目第4号の検査中、色覚の検査は、海士電機課程学生、海士電子整備課程学生、海士航空電機計器整備課程学生及び海士航空電子整備課程学生を選抜する場合に行う。 (4) 矯正視力により適格とされた者については、当該職域に係る業務に従事中は、矯正眼鏡を使用し、かつ、予備の矯正眼鏡を直ちに使用し得るよう携帯することを条件とする。

2	潜水艦乗員の課程及び潜水各課程の学生の選抜時の健康診断	達に規定する潜水艦乗員の課程及び潜水各課程の学生の志願者	選抜時	<p>(1) 一般検診 (2) 結核検診 (エックス線撮影は直接撮影とする。) (3) 歯科検診 (4) 循環器検診 (5) その他 ア 耳鼻、副鼻腔疾患検診(耳管通気検査及び聴力検査を含む。) イ 握力 (潜水各課程の学生のみ対象) ウ 視力 エ 色覚 オ 呼吸停止時間(潜水各課程の学生のみ対象) カ 起立耐性検査 キ 耐圧能力検査 ク 酸素耐性能力検査 ただし、耐圧能力検査及び酸素耐性能力検査は、その都度特令により実施する。</p>	<p>(1) 航空身体検査に関する訓令(昭和 33 年防衛庁訓令第 1 号。以下この表において「航空身体検査訓令」という。)別表の基準(甲操)に準じ判定する。 ただし、視力は、潜水艦乗員の課程の学生については両眼とも矯正視力で 0.8 以上の者を適格とし、潜水各課程の学生については両眼とも裸眼で 0.1(矯正視力 1.0)以上の者を適格とする。また、飽和潜水課程及び特別警備課程の学生については両眼とも裸眼で 0.3(矯正視力 1.0)以上の者を適格とする。 聴力検査は、開式スクーバ課程については甲操に、潜水課程、飽和潜水課程及び水中処分課程については乙操に準じ判定する。また、潜水艦課程については、秒時計法で両耳とも 1メートルの距離で聞き分ける者を適格とする。 (2) 耐圧能力検査は、1平方センチメートル当たり 3 キログラムのゲージ圧力(以下「圧力」という。)に耐える者、酸素耐性能力検査は、1平方センチメートル</p>	<p>(1) 航空身体検査訓令の付表第 2 中の「航空業務」を「潜水艦勤務又は潜水作業」に、「航空装具」を「潜水用装具」にそれぞれ読み替えて判定する。 (2) 潜水艦要員予定者の選抜時及び潜水艦の海外派遣時に準用する。 (3) 矯正視力により適格とされた者については、当該職域に係る業務に従事中は、矯正眼鏡を使用し、かつ、予備の矯正眼鏡を直ちに使用し得るよう携帯することを条件とする。 なお、これらの者が水中作業に従事中は、視力矯正機能を有する潜水器材が利用可能な場合、必要に応じ、当該器材を使用するものとする。</p>
---	-----------------------------	------------------------------	-----	---	---	---

3	潜水艦乗員の課程及び潜水各課程の学生の入校時の健康診断	入校予定者	入校時			
4	学生の入校時の健康診断	教育訓練訓令に規定する幹部予定者課程学生	入校時	(1) 一般検診 (2) 結核検診 (3) 循環器検診	別表第5により総合判定し、A及びBを適格とする。	
		別に定める課程学生		別に定める。		
5	練習員課程及び一般海曹候補生課程終了時の健康診断	教育訓練訓令に規定する練習員課程及び一般海曹候補生課程終了予定者	課程終了直前	(1) 一般検診 (2) 結核検診 (留学等海外派遣時の健康診断の際の胸部エックス線撮影は直接撮影とする。) (3) 性病検診 (4) 歯科検診 (5) 急性感染性疾患検診	別表第5により総合判定し、A及びBの者を海上勤務適格とする。	(1) 潜水艦及び潜水課程の留学予定者に対する検診項目及び判定要領には、2の項に定めるものを加える。 (2) 適格者に対しては、派遣先(寄港)国が要求する検診及び予防接種を行う。 (3) 留学予定者については、実施後速やかに当該臨時健康診断表の写し(認識番号を記入)1部を海上幕僚監部首席衛生官に送付する。
6	留学等海外派遣時の健康診断	留学(研修を含む。)駐在、視察、訓練等のための海外派遣予定者	渡航手続直前	(6) 循環器検診		
7	遠洋練習航海時等の健康診断	(1) 遠洋練習航海及びこれに準ずる行動を行う艦船の乗組員 (2) 砕氷艦の乗組員	内地出港のおおむね2箇月前		別表第5により総合判定し、A及びBを適格とする(妊娠中の者及び性病検診の結果、疾病・障害を認める者を除く。)	(4) 対象者及び健康管理者の遵守事項 ア 対象者は健診の受検後から出国までの間に健康状況が変化した場合、その旨を当該対象
8	国際緊急援助活動等海外派遣時の健康診断	国際緊急援助活動等に從事する者	その都度			

9	国際平和協力業務等海外派遣時の健康診断	国際平和協力業務等に 従事する者				者の健康管理者に申し 出なければならない。 イ アに基づく申出を受 けた健康管理者は、当該 申出の内容を実施担当 部隊等の長に通報しな なければならない。この場 合において、判定医官 は、必要と認める判定を 行うものとする。
10	遠隔地部隊勤務時 の健康診断	遠隔地部隊勤務予定者	発令前	(1) 一般検診 (2) 結核検診 (留学等海外派遣時の健 康診断の際の胸部エッ クス線撮影は直接撮影 とする。) (3) 歯科検診 (4) 急性感染性疾患検 診	別表第5により総合判定 し、A及びBを適格とす る。	
11	出動、災害派遣、訓 練時等の健康診断	該当者	その都度	(1) 一般検診 (2) 結核検診 (3) 循環器検診	別表第5により総合判定 し、A及びBを適格とす る。	

12	放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事する者の派遣時の健康診断	管理区域内で従事する者又は被ばくするおそれのある者	その都度	<ul style="list-style-type: none"> (1) 一般検診 (2) 循環器検診 (3) 被ばく経歴の評価 (4) 末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査 (5) 末梢血液中の赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査 	当該派遣に支障がないと判定医官が認めた者を適格とする。	派遣終了後再度検診を実施し、異常の有無を確認するものとする。 その際異常を認めた者については、所要の処置を講ずるものとする。
13	潜水艦脱出訓練時の健康診断	脱出訓練に参加する者	脱出訓練前 おおむね1箇月以内。 ただし、自覚症状調査については脱出訓練当日の朝とする。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 一般検診 (2) 体重測定 (3) 呼吸停止時間 (4) 血圧測定 (5) 起立耐性検査 (6) 結核検診 (エックス線撮影は直接撮影とする。) (7) 耳鼻、咽喉疾患検診 (耳管通気を含む。) (8) 耐圧能力検査(特令により実施する。) (9) 自覚症状調査 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 航空身体検査訓令別表の合格規準に準じ判定する。 (2) 耐圧能力検査は、1平方センチメートル当たり3キログラムの圧力に耐える者を適格とする。 (3) 呼吸停止時間は50秒以上を適格とする。 (4) 肺機能検査は、パーセント肺活量は80パーセント以上、1秒率は70パーセント以上を適格とする。 (5) 自覚症状調査で、当日の健康状態が脱出訓練及び当該潜水等に支障のない者を適格とする。 	航空身体検査訓令の付表第2中の「航空業務」を「潜水艦勤務又は潜水作業」に、「航空用装具」を「潜水装具」にそれぞれ読み替えて判定する。

14	潜水時の健康診断	(1) 飽和潜水を行う者 (2) 実験潜水を行う者	潜水実施前 おおむね1 箇月以内。 ただし、自覚 症状調査に ついては潜 水実施当日 の朝とする。	(1) 一般検診 (2) 四肢運動機能の検 査 (3) 聴器の検査 (4) 結核検診 (エックス線撮影は直接 撮影とする。) (5) 心電図検査 (6) 血液検査 (7) 歯科検診 (8) 肺機能検査 (パーセント肺活量及び 1秒率を行う。) (9) 自覚症状調査	当該潜水に支障がないと潜 水医官が認めた者を適格と する。	
15	継続任用志願時の 健康診断	継続任用志願者	志願時	(1) 一般検診 (2) 結核検診 (3) 循環器検診	別表第5により総合判定 し、A及びBを適格とする。 なお、判定に当たっては、 自衛官等の採用のための身 体検査に関する訓令(昭和 29年防衛庁訓令第14号)附 表第2を準用する。	入院、帰郷療養中の者 は、当該者の主治医の診 断書の提出によつて、当 該健康診断に代えるこ とができる。
16	訓練招集及び教育 訓練召集時の健康 診断	訓練招集に参加する予 備自衛官及び教育訓練 召集に参加する自衛官 補	その都度		別表第5により総合判定 し、A及びBを適格とする。	
17	復職時の健康診断	心身の故障により休職 者で復職する者	復職前	当該療養に係る傷病に ついて、必要な検診	判定医官が復職可能と認め た者を適格とする。	
18	訓令感染症発生時 の健康診断	感染症発生時に際して、 健康管理者が必要と認 める者	その都度	健康管理者が必要と認 める項目	感染症患者又はその保菌者 でないことを確認する。	

19	臨時乗組時等の健康診断	1箇月以上にわたる臨時乗組、臨時勤務又は出張を命ぜられた者		(1) 一般検診 (2) 結核検診 (3) 循環器検診	別表第5により総合判定し、A及びBを適格とする。ただし、臨時乗組時には、海上勤務不適でない者を適格とする。
20	その他の健康診断	健康管理者が必要と認めた者		健康管理者が必要と認める項目	別表第5により必要な判定を行う。

注：この表の3の項、4の項及び19の項の健康診断は、当該年度の定期の健康診断受検後3か月を経過していない場合に限り、当該定期の健康診断と同一の検診項目(一般検診を除く。)を省略することができる。ただし、臨時の健康診断における一般検診の結果、判定医官が必要と認めた検診項目については、この限りでない。

別表第4(第3条関係)

特別健康診断

	種別	対象者	検診項目等	実施時期
1	四アルキル鉛を含む物質の取扱いに従事する隊員の健康診断	(1) 航空ガソリンを常時取扱う業務に従事する者 (2) 航空ガソリンのタンク又は容器の清掃、修理等に従事する者 (3) 四アルキル鉛及び四アルキル鉛を含む物質を用いて行う研究又は試験の業務に従事する者	(1) 自覚症状の検査 便秘、腹痛、関節痛、頭痛、不眠、めまい、いらいら、不安、興奮、悪夢、寝汗、吐き気、食欲不振、けん怠感 (2) 顔貌及び口腔の検査 鉛顔貌及び鉛縁 (3) 神経系統の検査 四肢の伸筋麻痺及び知覚異常 (4) 筋力の検査	おおむね1月、7月及び新たに業務に従事する場合に行う。
2	印刷業務に従事する隊員の健康診断	動力印刷の工程における活字の文選、植字又は解版等に従事する者	握力 (5) 血液の検査 全血比重、血色素量、ヘマトクリット又は赤血球数、好塩基斑点を有する赤血球数 (6) 血圧測定 血圧の異常低下	
3	水銀、そのアマルガム及び化合物を取り扱う業務に従事する隊員の健康診断	(1) 水銀、そのアマルガムを用いて歯科診療に従事する者 (2) 水銀、そのアマルガム及び化合物を用いて行う研究又は試験の業務に従事する者	(1) 自覚症状の検査 頭痛、不眠、乏尿、多尿 (2) 口腔及び皮膚の検査 口腔粘膜及び皮膚の炎症並びに潰瘍 (3) 神経系統の検査 手指の振せん (4) 肝臓機能検査 (5) 尿の検査 蛋白	

4	メッキ業務に従事する隊員の健康診断	クローム、カドミウム、シアン及びこれらの化合物を用いて行うメッキの業務に従事する者	(1) 自覚症状の検査 せき、たん、胸痛、息切れ、食欲不振、吐き気、腹痛、下痢、頭痛、疲労感、けん怠感、体重減少 (2) 眼、鼻腔及び皮膚の検査 角膜の障害、鼻粘膜及び皮膚の炎症 (3) 口腔の検査 歯牙の変色 (4) 血液の検査 全血比重及び血清中のコリンエステラーゼの活性値 (5) 尿の検査 潜血及び蛋白
5	有機溶剤を使用する業務に従事する隊員の健康診断	炭化水素のハロゲン置換体の有機溶剤を用いて行う洗浄又は払しよくの業務に従事する者	(1) 自覚症状の検査 頭痛、頭重、不眠、めまい、焦燥感、下肢のけん怠感、神経痛、食欲不振 (2) 血液の検査
6	著しい騒音を発する場所における業務に常時従事する隊員の健康診断	艦船の内燃機関を運転する場所における業務等で、常時 85 ホン以上の強さの騒音のある場所における業務に従事する者	(1) 自覚症状の検査 難聴、耳鳴り (2) 聴器の検査 オーディオメーターによる聴力検査
7	著しく高温な場所において業務に常時従事する隊員の健康診断	常時、乾球温度 34℃、湿球温度 29℃、黒球寒暖計示度 48℃又は感覚温度 28℃以上の場所における業務に従事する者	(1) 自覚症状の検査 頭痛、めまい、吐き気、呼吸困難、動悸、筋肉のけいれん、胃腸障害 (2) 皮膚の検査 顔面等の毛細血管拡張、熱傷、炎症、 (3) 肝臓機能検査 (4) 尿の検査

8	<p>強烈な紫外線、赤外線又は可視光線にさらされる業務に常時従事する隊員の健康診断</p>	<p>(1) 電気又はガスによる溶接及び溶断に従事する者 (2) 紫外線を用いる医療又は検査の業務に従事する者 (3) レーザーを取り扱う業務に従事する者</p>	<p>(1) 自覚症状の検査 頭痛、眼痛 (2) 眼の検査 視力 (3) 皮膚の検査 炎症</p>	
9	<p>タイプ等の業務に従事する隊員の健康診断</p>	<p>せん孔機、タイプライター、打鍵式計算機、電信機等を1日3時間以上使用する者</p>	<p>(1) 自覚症状の検査 上肢及び肩の痛み又はしびれ (2) 上肢、肩部、頸部及び背部の検査 (3) 眼の検査</p>	
10	<p>異常気圧下における業務に従事する隊員の健康診断</p>	<p>再圧タンク内又は潜水具を着用して行う潜水等の高気圧下における業務に従事する者</p>	<p>(1) 自覚症状の検査 関節、腰及び下肢の痛み、耳鳴り、胃腸障害 (2) 四肢運動機能の検査 ア 腱反射及び平衡機能の検査 イ エックス線検査 肩関節(前後位)、肘関節(側位)、股関節(前後位)、膝関節(前後位及び側位)の撮影 (3) 聴器の検査 ア 耳鏡検査 イ 聴力検査 (オージオメーター、250～8,000 ヘルツ) (4) 心肺機能検査 ア 肺活量、血圧測定 イ 肺換気機能検査、心電図 (5) 血液の検査 赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット値</p>	<p>(1) 検診項目等の欄第1号、第2号ア、第3号、第4号ア及び第6号は、おおむね1月、7月及び新たに業務に従事する場合に行う。 (2) 検診項目等の欄第2号イ、第4号イ及び第5号は、検診項目等の欄第1号、第2号ア、第3号、第4号ア及び第6号の検診の結果、判定医官が必要と認める場合に実施する。</p>

11	放射線に被ばくするおそれのある業務に従事する隊員の健康診断	次の機器の取扱い等に従事し放射線障害を起こすおそれのある者 (1) エックス線、ガンマ線、アルファ線、ベータ線、中性子線等の電離放射線を発生する機器 (2) 放射性物質を装備する機器	(1) 被ばく線量の測定 フィルムバッジによる測定	常時
			(2) 自覚症状の検査 (3) 被ばく経歴の評価 (4) 血液の検査 白血球数及び白血球百分率、赤血球数、血色素量又は全血比重	おおむね1月、7月及び新たに業務に従事する場合に行う。
			(5) 眼の検査 白内障 (6) 皮膚の検査 放射線皮膚障害	おおむね1月、4月、7月、10月及び新たに業務に従事する場合に行う。
12	風土病に感染のおそれのある地域において勤務する隊員の健康診断	フィラリア病、ワイル病、つつが虫病等に感染のおそれのある地域に勤務する者	(1) 当該風土病の病原体の検査 (2) 当該風土病により引き起こされる諸症状の検査	おおむね5月、11月及び新たに当該地域に勤務する場合に行う。
13	給食等の業務に従事する隊員の健康診断	調理員等給食関係者及びその他の食品取扱者並びに水道の取扱業務に従事する者	(1) 自覚症状の検査 下痢、腹痛、発熱 (2) 皮膚の検査 頭髮、手指及び爪の清潔状況、手指の外傷及び感染性又は化膿性の疾患 (3) ふん便培養検査 ア 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等 イ ノロウィルス(調理員等給食関係者のみ)	毎月及び新たに業務に従事する場合に行う。ただしノロウィルス検査については、10月から翌年3月までの間に行う。
			(4) 寄生虫卵検査 回虫卵、鉤虫卵等 (5) 腰部の機能検査	おおむね4月、10月及び新たに業務に従事する場合に行う。

14	ミサイル艇等に勤務する隊員の健康診断	(1) ミサイル艇乗組員 (2) 海曹士専修科小型船舶運航課程の教官	(1) 整形外科的診察 ア 自覚症状の検査 腰痛、下肢痛、下肢のしびれ、めまい、頭痛、吐き気 イ 他覚的検査 (2) エックス線検査 第1～第5腰椎の四方向(正面、側面、左右45度)の撮影 (3) 聴力検査 オーディオメーターによる検査	おおむね1月、7月及び新たに業務に従事する場合は、勤務につくおおむね1箇月前に行う。ただし、エックス線検査は新たに業務に従事する場合及び判定医官が必要と認める場合に実施する。
15	病原体を取り扱う業務に従事する隊員の健康診断	(1) 病院又は医務室の臨床検査業務に従事する者 (2) 病原体を用いて行う研究又は試験の業務に従事する者	(1) 当該病原体の検査 (2) 当該病原体により引き起こされる諸症状の検査	必要の都度
16	自動車運転の業務に従事する隊員の健康診断	車両員のうち常時運転業務に従事する者	(1) 自覚症状の検査 頭痛、腰痛、胃の症状 (2) 眼の検査 視力、視野 (3) 聴器の検査 オーディオメーターによる聴力測定 (4) 平衡機能の検査 (5) 血圧測定	おおむね1月、7月及び新たに業務に従事する場合に行う。
17	VDTを取り扱う業務に従事する隊員の健康診断	ビデオ又はビジュアル・ディスプレイ・ターミナルズを用いて行う作業に常時従事する者	(1) 自覚症状の検査 眼、手腕の症状 (2) 眼の検査 視力、ふくそう (3) 上肢、肩部、頸部及び背部の検査	

18	艦艇に乗り組んでいる隊員等の健康診断	<p>当該年度に 40 歳に達する隊員で次の各号の一に該当する者</p> <p>(1) 現に艦艇に乗り組んでいる者(艦載航空機の搭乗員等を含む。)</p> <p>(2) クルー勤務の者</p> <p>(3) 現在陸上勤務の者で過去 1 年以上の海上勤務の経歴を有する者</p>	<p>(1) 循環器検診</p> <p>(2) 肝臓検診</p> <p>(3) 胃がん検診</p> <p>(4) 大腸がん検診</p> <p>(5) 肺がん検診</p> <p>(6) 結核検診</p> <p>(7) 判定医官が必要と認めた検診</p>	年間を通じて行う。
19	結核検診	<p>1 次に掲げる者については毎年実施するものとする。</p> <p>(1) 学校(防衛大学校、防衛医科大学校及び自衛隊法第 24 条第 1 項第 1 号に規定する学校をいう。)、病院又は医務室において業務に従事する者</p> <p>(2) 自衛隊法施行規則第 52 条第 2 項の規定により営舎内に居住すべき自衛官</p> <p>2 健康管理者が必要と認める者</p> <p>3 妊娠中の職員については行わない。</p> <p>4 結核患者、結核発病のおそれがあると診断されている者及び担当の医師が必要と認める者については、間接撮影を省略し、直接撮影及びかくたん検査を行う。</p>	<p>(1) 問診</p> <p>(2) 胸部エックス線撮影</p>	当該年度の定期健康診断に合わせて行う。

20	石綿にさらされる業務に従事した隊員の健康診断	別に定める者	(1) 自覚症状の検査 せき、たん、息切れ、胸痛等 (2) 肺臓の検査 胸部エックス線直接撮影による検査	おおむね1月、7月及び新たに業務に従事する場合に行う。
21	その他の健康診断	健康管理者が必要と認めた者	健康管理者が必要と認めた項目	その都度

別表第5(第6条、第8条関係)

指示区分、事後措置及び判定の基準

指示区分		内容	事後措置	総合判定
生活規正の面	医療の面			
(平常)	(医療不要)	疾病・障害を認めず、平常の勤務でよい者又は軽度の疾病障害を認めるが、医療不要で平常の勤務でよい者		A
要注意	要観察	疾病・障害を認め、定期的に医師等(医師又は歯科医師をいう。以下この表において同じ。)による観察指導を要するが、ほぼ平常の勤務でよい者	通院させる。	B
	要医療	疾病・障害を認め、医師等による医療を要するが、ほぼ平常の勤務でよい者		
要軽業	要観察	疾病・障害を認め、定期的に医師等による観察指導を要し、勤務に制限を加える必要がある者		勤務を軽減し、かつ、夜間勤務を命じないようにする。
	要医療	疾病・障害を認め、医師等による医療を要し、勤務に制限を加える必要がある者		
要休養		疾病・障害を認め、医師等による医療を要し、勤務を休む必要のある者	入院加療を原則とし、必要に応じ、帰郷療養させる。	D

注：1 指示区分のうち()内の指示は行なわない。

2 総合判定は、各検診項目の結果により、年1回行う。

3 次に該当する者に対しては、「海上勤務不適」の指示を併せて行う。

- (1) 要軽業又は要休養の者
- (2) 要注意の者で病状等により必要と認めたもの。